

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2321号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

閑話休題

生きとし生きるものにとつて、森林がどんなに大きな寄与をしているか、誰もがわかっている。日本の森林は「成長会計」という物尺によって、人々の関心から遠い存在になっている。地方交付税の中でも交付される順番が低い対象になつてもいる。いっそのこと、森林を地方交付税の枠から外して、独自の対象にしたらどうかと、森林を抱える中山間地帯の自治体が集まつてできたのが「森林交付税創設促進連盟」である。その広報委員会が『森林スクラム』という情報誌を出しているが、今年の夏季号で作文コンクールの結果を発表した。題して「ふるさとの森」。

最優秀作一篇 優秀作三篇 佳作十篇が全国の小・中学校から応募さ



清流

れた五十四篇の中で誕生した。入選作を全部読んで胸が熱くなった。少年犯罪がおどろおどろしく取り上げられているが、とんでもないことで、自然の豊かな日本の子どもたちは素直な心を持つていた。森の中の生命に目を見張り、森の風に甘い匂いを感じ、森に声のあることを知っている。そのような身体感覚を森の中で

ほんとうの子どもたち

目覚めさせたのは、子どもたちの父母でありきょうだいであり菅林局のおじさんであり森と海の関係を研究している学者先生だった。最優秀作の村瀬有紗ちゃん(今治小学校5年)はお姉さんやお父さんと近くの山にゆく。

「木は、空に向かって酸素を出し

て(太陽に)恩返しをし、地面の中にはいろんな生き物を養って、地球に恩返しをしているというのです。空と木の根っこから栄養をもちうばかりではなく、ちゃんとお返しもしているというのです。木に比べたら、人間はどんな恩返しを地球にしているのでしょうか」

「やっと新しい仕事が見つかった」という父に随って群馬県から山梨県へ移住したはく(嶋田修一郎くん・玉穂町立三村小学校4年)は菅林局のおじさんと玉原高原にゆき、「夏休みで最高の一日」を過ごす。「森の中では、みんながとてやさしい心になれる。これがみんなのふるさとの森」と書き「ありがたう」で結んでいる。是非、「一読を。」

(評論家 草柳大蔵)

もくじ

政 策	環境庁・中央環境審議会報告書.....(2)
フォーラム	地域の特性を活かす定住政策 = 島根県弥栄村(6)
情 報	新任都道府県町村会長の略歴.....(9)
随 想	二十一世紀は環境と福祉の世紀宮崎県田野町長 丸目賢一.....(10)
情 報	政策レーダー.....(11)

自然の水循環を 高度経済成長以前の姿に 環境庁・中環審検討チーム報告書

環境庁の中央環境審議会企画部会は、このほど「環境保全上健全な水循環のあり方」に関する検討チーム報告書をまとめた。

この報告書は、現行環境基本計画の年内改定を踏まえ、重点課題の一つである「環境保全上健全な水循環の確保」について、基本的な考え方、重点的に行う施策、目標などをとりまとめ、もので、健全な水循環の姿を高度経済成長始動時の昭和三十年頃の状況を目標として、その回復のための対策手法や、流域内の行政・住民・事業等が連携しての主体的取り組みを提言している。同報告書の概要は次のとおり。

「環境保全上健全な水循環の確保のあり方」に関する検討チーム報告書（概要）

一、検討の趣旨

①環境保全上健全な水循環の捉え方
「環境保全上健全な水循環」とは、「自然の水循環がもたらす『恩恵』が基本的に損なわれていない状態のことである」との認識。

②検討の焦点

水質や水域生態系などの水環境を改善するための対策としては、水域に投入される汚濁負荷量のコントロールの面からのアプローチと河川の流量・地下水の湧出量など流域の水の「流れ」の面からのアプローチがあるが、本報告においては、水の「流れ」に焦点を当て検討。

二、水循環の変化に係わる歴史的経緯

○高度経済成長以前の水循環

自然の水循環の持つ恩恵が今ほど損なわれていない状態

○高度経済成長を支えた各種計画の成果と水循環の変化

①工業開発の推進、都市への人口集中

②生活用水・工業用水需要の増大と排水の処理

③水資源開発

④治水対策の進展

⑤農業生産性の向上と農業基盤整備

⑥林業の発展と衰退

高度経済成長を支える上で大きく貢献した水を巡る各種施策も一方で自然の水循環を損なう。

○近年の水循環を巡る見直しの機運の高まり

二、問題の構造と健全な水循環

大きな川の流域全体をみると、水の流れが複雑すぎて、水循環の変化を特定し、地域の身近な課題として捉えることが難しくなる。大流域を

対象に大きな水循環の変化を概観するとともに山間部、農村・都市郊外部、都市部などの小河川（大河川の支流）として典型的な流域を事例として検討。

(1)大流域における自然の水循環と利水

利根川上流域の多数のダムによる河川本流の流量減少や、中流域の利根大堰による大規模な導水による流域外への大量の水の移動に起因して、中流域以降の水量減少が生じている。

このため、利根川中流域における生活用水や工業用水の需要増大には、地下水の利用に頼らざるを得ない状況になっており、特に、異常渇水時等においては、利根川の取水制限措置に伴う地下水の急速な大量採取により、地盤沈下が生じる地域も依然として存在する。

(2)山間部の水循環

森林は、水循環上、非常に大きな意味を持つが、その森林の管理は、林業の停滞と山間部の過疎化・高齢化による林業労働者の減少や高齢化により不十分になる傾向にある。また、砕石場や廃棄物処分場など森林以外の土地利用に転換される場合もある。

山間部の森林を通じた自然の水循環は、森林の不十分な管理や森林からの僅かな土地利用の転換であっても、これらが積み重なることで表面流出を増大させ、それが自然の持つ水循環の微妙なバランスを変化させ、水循環の持つ安定した水の流れ

政 策

などの恩恵を損なうものといえる。

(3) 農村・都市郊外部の水循環
農業的な土地利用が中心の流域において損なわれた水循環の恩恵について検討すると、水田の減少による地下水涵養機能の低下、農村地帯の都市化や従来は林地として残されていた台地部の住宅開発による谷戸が消失したことによる湧水量の減少などが挙げられる。

また、土地利用の変化による表面流出の増大が雨水の河川への流入時間を短縮し、浸水被害を起きやすくしている。

(4) 都市部の水循環

都市化された地域の小流域では、平常時の河川流量の低下や湧水の枯渇、地下水位の低下が顕在化している。都市域への人口集中に伴う水需要増加、浸透面積の減少等により、都市部における河川流量が減少している。特に、渇水期には河川が干し上がるなどの現象が見られる場合もあり、水生生物や野鳥の成育環境や潤いが損なわれている。また、湧水の枯渇とそれに伴う水辺環境の変化により、地域社会での水を巡る文化も失われている。

このような自然の水環境の変化をもたらし直接的な要因は、都市化の進展にももなう市街地の拡大と雨水の浸透面の減少による地下水への浸透量の減少や地下水の過剰揚水である。

四、目指すべき健全な水環境の姿

(1) 目標とすべき姿

現在及び将来の社会経済状況、技術レベル、生活の質の維持を考慮しながら、災害や健康リスクを最小限にしつつ、自然の水循環の持つ恩恵を最大限享受できるような新しい水循環の形を構築。

自然の水循環の持つ恩恵を回復するための目標とする姿は、それぞれの流域の特性を踏まえつつ、基本的には、高度経済成長始動時の昭和三十年頃の状況を参考に設定。

(2) 健全な水循環の指標について

健全な水循環に関する具体的な目標を設定するためには、地下水と地表水との間の移動の状況、地下浸透や人工の水利用等による水収支の変化を定量的に把握することを基本。

具体的には、昭和三十年頃と現在の水収支を比較することなどにより、自然の水循環がどのように変化したかを把握した上で、損なわれた自然の水循環の恩恵を回復していくための定量的な目標を、それぞれの流域の状況に応じて、地域の意見を考慮して流域ごとに設定。

年間平常時流量（洪水時以外の河川流量）

・ 不浸透面積率（地面が道路や建物で覆われている割合）

・ 年間地下浸透量、浸透率（雨が地面にしみ込む量、または割合）

・ 年間洪水時流出水量（洪水時に河川等から流れ出る水量）

・ 年間地下水経由の河川流入量（平常時の河川流量から直接河川に流れ込む流量を除いた水

量）

・ 地下水位（不圧地下水位、被圧地下水頭）

・ 年間雨量に対する地下水取水率

五、健全な水循環の回復のための手法

健全な水循環の回復のための様々な対策手法があり、また、各地で種々の取組が行われている。流域の特性に合わせて適切かつ効果的にこれらの対策を組み合わせ、新たな健全な水循環を構築していく必要がある。

(1) 大流域全体

健全な水循環を保つために、全流域において水需要を抑制し、水資源開発の負担を軽減する。このため、農用水の循環利用の促進等による効率的利用、工業用水の循環利用の促進等による使用の合理化、節水器具の普及や下水処理水の再利用等による生活用水の効率的利用、雨水の生活用水としての利用などを進める。また、このことを通じて、流域変更を伴う表流水利用への負担も軽減していく。

また、河川水を取水・利用した後の排水を下流での水利用で活かせる形で排水し、速やかに河川に戻す。このように河川水を流下にしたがい繰り返し利用すること等により豊富な河川水量を維持する。

(2) 山間部

森林の保全については、森林法による保安林、自然公園法による自然公園特別地域や自然環境保全法による自然環境保全地域等の土地利用に

係る規制措置があるが、保安林の指定解除に当たつての水循環への配慮やこれら規制の受けられない民有林の開発の抑制が課題である。保安林の買い上げ等による森林の公有化やナショナルトラスト活動などにより森林の保全を図りつつ上下流連携による森林整備などを推進していくことが重要である。

山間部の森林は流域の水源地として貴重であるが、それら森林の水涵養機能が十分に発揮されるよう管理を適切に行うとともに、「水源涵養林」としての指定を拡大していく。また、貴重な森林については公有化を進める。

例えば、古くは東京都による多摩川の上流域、また、横浜市による相模川上流の道志川流域での水源涵養林の育成施策等の例が挙げられる。

また、木曾川や琵琶湖に関連した水源林の造林のため、木曾三川水源造成公社や滋賀県造林公社を設立し、その造林事業の費用の一部を下流の自治体が負担する仕組みが作られている。また、愛知県や福岡県では、森林整備のための基金を設立し、上流の森林整備等を行っている。こうした上流の水源維持のために下流の自治体が行う資金拠出に対して交付税措置が行われている。

森林の公有化には、国庫補助事業と都道府県単独での事業があるが、前者では、「地域環境保全林整備特別対策事業」や「公益保全林整備特別対策事業」などの制度がある。一方、森林の水源涵養機能の保全

を図るため、天然林の保全、人工林の管理の推進が必要である。また、各種補助制度による森林整備の推進、分収林制度、森林整備協定による森林の維持管理の推進などの林業を支援する措置が必要である。

・森林の保全・整備については、森林法に基づく「森林整備協定」の手法もあり、北海道、長野県、岐阜県、愛知県、奈良県等で実施されている。

・比較的最近の例では、神奈川県「水源の森林づくり」事業が挙げられるが、二三、五〇〇haの民有地における民間の事業を二十年計画で支援したり、県が借地して公的に整備する等の計画である。このため、県営水道の水道料金から一トン一円二五銭を事業費にあてる仕組みを作っている。

・林業を支援する措置として、京都府園部町の「森林及び農地に関する管理条例」(平成十一年六月二十四日議決)が挙げられ、森林の所有者に適切な管理義務を規定している。

(3) 農村・都市郊外部

・農村部では、水循環上、貴重な緑地が開発の対象とされやすい。このため都市計画制度の活用や地方公共団体の条例により緑地を保全する措置が必要である。

・また、雨水の浸透能力の大きい水田、畑地の無秩序な宅地化を抑制するためには、農業振興地域外の水田の盛土の規制や倉庫・駐車場等の整備のための土地利用転換を抑制するための措置が必要である。

・農地以外については、緑の保全の

ため、都市計画法等に基づく土地利用規制を効果的に活用すべきである。

・さらに、規制のみでは土地所有者との合意が得難いこともあり、特に保全が必要な緑地、例えば、谷戸、林地、崖線の斜面緑地等については、買い取り等により公有化を図る必要がある。また、緑化に関しては、公施設の緑化を積極的に推進する一方、民有地の緑化施策の推進も必要である。

・以上に示す取り組みは、地域住民の理解と協力が無ければ実現が難しく、都道府県及び関係自治体を核にした流域住民の参加による合意形成と協力体制の構築が不可欠である。

・さらに、地下水位を維持するためには、地下水取水の自主的な規制や地下水涵養を促進するための農業排水路の改善、休耕田等の活用が望まれる。また、使われなくなったため池を保全、活用する手法もある。休耕田や冬期の水田を湛水化し、それを地下水涵養池として利用する手法も挙げられる。

・例えば、秋田県の六郷町のように、地下水涵養池を設置し、地下水位の維持を実験しているケースもある。熊本県・熊本市では、中流の水田により地下水が涵養され、地下水を下方の都市の水源として利用する一方、地下水涵養により安定した河川流量・水質を確保し、表流水を利用するなど、流域全体で自然の水循環と利水の調和を図っている。

・なお、農村部の宅地であっても、

雨水地下浸透施設の整備・普及(浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装)は、都市部と同様に望まれる。

(4) 都市部

・都市部においては、都市計画制度を活用し、各区域の整備、開発又は保全の方針に水循環、特に地下水浸透機能を増進する観点を導入するとともに、緑地保全を含む土地利用に関する計画の策定、都市施設として公園緑地の適正な配置等の措置が必要である。

・都市部における緑化の推進に関しては、都市公園の整備促進を図るとともに、道路や学校等の公共施設における緑化を推進する必要。民有地についても、緑地協定の締結等の手法により、住民参加による緑化活動を支援する必要がある。

・地下水使用の抑制に関しては、地下水未規制地域での地下水使用の合理化、新規の井戸の設置規制、既存井戸利用者の節水指導等の行政指導による対応が挙げられる。また、地下構造物への漏水防止策の強化が必要である。

・地下水涵養を促進するための措置として、雨水地下水浸透施設の整備・普及、湧水の保全・回復、流出抑制型下水道の整備等が挙げられる。

・下水道処理水が、河川の流量に占める割合が高く、その影響が大きいときは、下水処理水を高度処理し、河川に与える影響を緩和するような取り組みも重要である。

・河川護岸等の三面張りを改善し、表流水と地下水の連携を確保すると

ともに、多自然型川づくりなど自然に配慮した河川回収を進めることで水辺の自然環境を改善することにより水の流れと生物の共生を確保し、そのことにより地域に潤いを与えるようにすることが重要である。

・都市部の健全な水循環のための取り組みは、住民の意見が反映される形で施策を構築し、地元の自治体を核として住民の理解と協力を得ることが不可欠である。

六、具体的展開

(1) 国の取り組み

・循環保全上健全な水循環を回復していく施策を推進していくには種々の困難が伴うことも考えられるが、関係省庁で知恵をしぼり積極的に対応していく必要がある。

・環境保全上健全な水環境を回復するため、先ず流域の住民及び自治体が自然の水循環系の現状について診断し、その問題点を認識して、より健全な水循環の回復に向けた計画を作成し、実行することが重要である。国は、そのような流域の自治体等の取り組みを技術的、財政的に支援していくとともに、関連する各種施策を実施する。

・また、関係省庁が連携して、森林、緑地、農地等及び雨水貯留・浸透施設が持つ地下水涵養機能を定量的に把握する手法などの水循環の診断・評価手法を確立するとともに、流域の保水浸透機能の増強、水利用の効率化、水の循環利用の促進を図るための制度や情報提供のシステムを整

政 策

え、環境保全上健全な水循環構築のための自治体の施策を支援する。

- ・国は、水循環に関する技術開発を進め、また、民間による開発について支援するとともに、各種の施策の費用対効果、浸透効果、効果の継続性に係る研究を行い、その成果を関係する各主体間で共有できるようにすることが重要である。
- (2)流域ごとの水循環保全計画の策定
 - ・流域における水循環の回復のための取り組みを効果的に行うためには、流域の特性に応じ、流域内の行政・住民・事業者等の各主体が連携し、それぞれが主体的に取り組むことが必要である。
 - ・この中で、水循環の保全に向けた計画を策定することは、行政に期待される重要な役割の一つであり、この計画は、都道府県、国の出先機関等の所轄行政機関が流域の状況に応じて策定するのが妥当であろう。都道府県等は、水収支に係る利用可能な情報の蓄積、流域の自然及び社会経済条件や、水循環の回復に対する要請、緊急性の高さなども考慮して水循環保全の必要性の高い流域ごとに順次、水循環保全計画を策定していくことが望まれる。

- ・この水循環保全計画は、現状の水循環の診断、流域全体及び地区特性単位の望ましい水循環像とその実現に向けた施策体系、対象地区の保全や施設整備に関する具体的な目標の設定、その目標の実現のため実施すべき施策・プロジェクト等によって構成される。
- 水循環保全計画の構成

水循環保全計画は、以下のような内容を含むことが望ましい。

 - 一 計画地区の状況と計画地区単位の設定
 - 二 現在の水循環の状況
 - 三 水循環の診断
 - 四 目標とする水循環
 - 五 水循環保全対策
 - ・長期目標と中期目標
 - ・対策の有効性と優先順位の設定
 - 六 対策と対象地区
 - ・スケジュール
 - 七 対策効果の検討
 - 八 流域住民等の自主的な取り組みの推進
- ・水循環は、流域の自然条件、社会経済活動の状況、水に関する歴史的背景等、流域により千差万別であるため、具体的な施策は、流域ごとに異なる。
- このため、流域ごとに効果的な施策を、流域内の行政・住民・事業者等の各主体が連携し、それぞれが主体的に取り組むことが必要である。
- 具体的には、流域内の各主体が健全な水循環に関する理念と流域の問

職員のための共済制度

- 住宅火災共済■
わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。
- 自動車共済■
普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

題点に関する認識を共有し、各主体の役割分担を踏まえ、住民・事業者が自主的に取り組むことを推進するとともに、自治体も含めた連携が必要である。

- ・これらの取り組みを推進し、各主体の合意において、流域ごとに健全な水循環の構築に向けた計画の策定が望まれる。
- (4)水循環保全計画の策定等に当たつての関係主体の協力
 - ・計画作成に当たっては、関係行政機関、流域住民等から構成される流域協議会を設置することが望まれる。地域の特性に応じ、水循環の多様性を計画に活かせるよう、流域住民等の意見を積極的に取り入れていく仕組みを検討する。
 - ・また、施策を展開する上では、住民、利水者、学識経験者、NGO等の流域における関係者の主体的な対応が不可欠であり、その協力体制を確立することが望まれる。

地方税法施行五十周年記念フォーラム開催

地方税法施行五十周年記念事業実行委員会(事務局・自治省税務局企画課)は、平成十二年八月一日(火)に、地方税法施行五十周年記念事業の一環として、日本都市センターにおいて、「地方税法施行五十周年記念フォーラム」を開催いたします。

開催内容は左記の通りです。

一、日時
平成十二年八月一日(火)午後一時

二、場所
都市センターホテルコスモスホール
〒101-0009
東京都千代田区平河町二丁目一
日本都市センター会館内
四〇三(三三三六五)八二二

三、内容

- (1)自治大臣挨拶
- (2)懸賞論文表彰式
- (3)記念講演
「地方税制五十年の歩みと今後の展望(仮題)」
一橋大学学長
- (4)パネルディスカッション
パネラー
東京大学経済学部教授 神野直彦氏
(株)資生堂代表取締役会長 福原義春氏
三重県知事 北川正恭氏
自治省税務局長 石井隆一氏
コーディネーター 迫田朋子氏
日本放送協会解説員

四、主催
地方税法施行五十周年記念事業実行委員会(事務局・自治省税務局企画課)

五、申込・問い合わせ先
各都道府県税務担当課

平成11年度 地域づくり自治大臣表彰

活力のあるまちづくり 人づくり部門

島根県西部山村振興財団での商品開発



現地レポート

島根県

弥 栄 村

地域の特性を活かす定住政策

村の状況

弥栄村は、島根県西部の山間地中央部に位置し、南は隣町を経て広島県に接している。面積は一〇五・五km²で、八五%を山林が占め、日本海に流れ込む川沿いの標高一〇〇m～五〇〇mに、三八一畝の耕地と二七の集落が散在し、鉄道と国道また交通信号のない村である。地域での暮らしは、米作を中心に自然と共生した農林業を主体に営まれ、その中で培われてきた「石見神楽」や「田ばやし」などは郷土の誇れる伝統芸能である。

人口は、二つの村が合併した直後の昭和三十五年の五、二八八人をピークに、高度経済成長期の出稼ぎ等により人口流出が始まり、昭和三十八年の記録的な豪雪が拳家離村を拡大し、昭和四十年には三、四四六人に、昭和五十年には二、三七五人に半減した。その後モダム建設と自然減などによる減少と若年層の流出は続き、高齢化率も増加し、主幹産業である農林業の後継者不足、耕作放棄地の拡大、集落機能の低下など、産業振興や集落活動へも様々な影響を及ぼすようになってきた。

こうした状況に対処するため、若者の定住化の推進と産業振興、地域特性を活かした交流による村

づくりを推し進めてきた。

若者定住化に向けて

過疎・高齢化が進むなか、平成三年度から、若者定住化対策事業」をスタートした。事業の一つは、四十歳以下を対象に、「二十五年間定住すると、住宅と土地をさしあげます」という制度で、家族での定住希望者を募集し、入居者の要望する間取りで四年間で二十戸を建設した。この事業はマスコミにも取り上げられ、全国からの応募により新たに約九十人の村民を迎えた。併せてUターン者を主体にした、増改築資金の利子助成制度を設け、約三十件の事業を行った。これらの事業によるイターン者が、県西部で開催される市町村対抗駅伝大会の監督や、林業研修生の指導者として活躍するなど、村の人づくり・産業づくりを担い地域の活性化に貢献している。平成



フォーラム

九年度からは、低家賃の賃貸住宅（一〇〇㎡、一三三、〇〇〇円/月）の整備に取り組み、十四戸を建設した。

もう一方の定住化推進として、平成十年度より地域産業と連動させた施策として、滞在施設を提供して農業・林業実践研修生の受け入れを行っている。農業研修生四組五名は、村の体験農園のハウスでの野菜づくりや、大豆を中心にした集団転作田の管理作業等を通して、農家との関わりを深めながら、地元定着を夢見て自立農家を目指した研修、経営体験に取り組んで



若者定住化事業

やさか共同農場・有機農産物の生産



いる。研修生二組は経営の方向を定め、空き家活用事業による賃貸住宅に居を構え自立の取り組みを進めている。

この農業研修生受入れの中心を担うのが(有)やさか共同農場である。この団体は昭和四十年代後半にエターンした若者達が設立し、有機農産物の生産・加工・販売に取り組んでいる。特に有機栽培米や大豆を原料とした「やさか味噌」は、消費者から好評を得て製造量は年間二五〇トンに達し、県内第二位となっていて、その原料にもなる有機栽培大豆の生産を、村内の数集落の営農組織と連携を持ちながら、集団での転作に取り組んでいる。こうした取り組みは、村内に影響を与え輪も広がりつつあ

り、産業振興のリーダーとしての期待は大きい。

また林業研修生四名は、村有林や公社・公団造林の保育管理を中心に森林組合に作業研修班を設け、定住施策によるエターン者を指導者に新規林業従事者として実践体験を重ねている。冬季に屋外作業ができないときは、間伐材商品化加工に取り組み島根県西部山村振興財団での研修も行っている。

これらUIJターン者の受入れは、単なる人の数の確保・増加のみには留まらず、地域特性の活用や国土保全への役割を果たしながら、地場産業振興や地域コミュニティ活動などへの様々な波及効果をもたらすものと考えている。

地域資源である間伐材の活用

中山間地では、林業の衰退が過疎に拍車を掛け、林業作業員の高齢化により荒廃が進み、森林の持つ公益的機能をも低下すると予測される。島根県西部山村振興財団は、「身近にある資源に着目して産業起こしをしよう」という発想から出発して、十三市町村と民間の出資により平成七年に発足した。人工林の適正管理により生じる間伐材を、付加価値を加えることにより商品として開発すること

に取り組む組織として設立し、本村に研究棟が置かれている。既にウッドラック、ワゴン、テーブル、陳列台、檜木玉を入れた枕などを製品化した関連会社で販売するほか、地震時の家具等の転倒防止金具を木材で被覆した商品を製造する工場も隣町で操業している。財団の活動は、森林の適正管理や林業後継者対策、雇用の場の創出による定住化につながるものと期待されている。

自然と暮らしを活かした交流による地域づくり

合併三十周年の昭和六十一年に

選ぶなら東洋の

元金保証 安全・確実 **ビッグ**

＜収益満期受取型＞●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上たてば、中途換金も可。

東洋信託銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211

フォーラム



ふるさと体験村

は「村づくり元年」宣言を行ない、安全でおいしい食べ物や人情味あふれる田舎暮らしの提供、自然と山里を背景にした、都市との交流・体験」による村づくりを進めてきた。四季折々の自然やその恵みの収穫、食文化が体験できる拠点施設として、旧家を移築した研修道場二棟、丸太造りのログハウス五棟、食文化体験や薬湯に入浴できるふるさと交流館、地元の食材が味わえる食堂、遊歩道や農園などがある「ふるさと体験村」を整備した。広島からの来訪を中心に入り込み客数を伸ばしながら、地元産品の販売も行っている。かつては、観光やリゾートを目的に村に



ふるさと体験村

人が訪れることは考えられなかったが、交流人口の増大を図るとともに、村民の誇れる施設としても住民の意識を変化させた。

今後の課題

これらの施策が少しずつではあるが成果を表しつつあると思われるが、全国的に少子・高齢化が進むなかで、引き続き人口の減少は進むと予測される。定住化の促進を図る一方で限られた人口であっても、地元資源の活用した産業起こし、交流による産業の振興を図り、恵まれた自然を守りながら安心してくらする村づくりを進めていきたい。

(弥栄村長 村上忠登)

市町村振興(サマージャンボ) 宝くじが1枚300円で発売されます。

- 発売期間 平成12年7月17日(月) ~8月4日(金)
- 抽せん日 平成12年8月16日(水)
- 1等・前後賞合わせて3億円の豪華版！
 - 1等 2億円×88本/前後賞各5,000万円
 - 2等 1,000万円×132本
 - 3等 100万円×1,760本
- 当たり実感のある少額賞金が大幅に増加！
 - 4等 10万円×4,400本
 - 5等 3,000円×440万本
 - 夏祭り賞 5万円×132,000本

「市町村振興宝くじ」の収益金は、各都道府県市町村振興協会を通じて全国の市区町村の災害対策や明るく住みよい街づくりなどに使われます。



(この写真は平成12年度のポスターの図柄です)

財団法人 全国市町村振興協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-3-3
電話 (03)3237-9741

情 報

新任・都道府県町村会長の略歴

福井県町村会は六月六日の六月臨時総会で次のとおり会長を選出した。

福井県町村会長
南条郡今庄町長

赤星亮一

昭和十年四月二十六日生



七月の俳句カレンダー

月見草夕月よりも濃くひらき

安住 敦

夏、月の上る頃、河原や海辺の草地に黄色い四弁の花が咲き、翌朝には萎んでしまふ。その色からはほとんどの人がこの花を「月見草」と思いこんでいるが、正しくは歌の文句にある「宵待草」で、「待宵草」ともいう。しかし、掲句に限らず多くの俳句作品にこの花が「月見草」と詠まれている。「夕月よりも濃く」とは言い得て妙。「濃く」と言っているが濃厚な黄色ではないその色合いが彷彿とする。
本来の「月見草」も夕べに咲いて朝には萎む白い四弁の花だが野生では絶滅に近く、名前を取られた形。

【住所】南条郡今庄町今庄第七十五号四十一番地

【町長に当選するまでの経歴】昭和四十二年今庄町議会議員 五十二年今庄町議会議長 五十八年今庄町長

【町長としての当選回数】五回

【町村会関係の経歴】昭和六十二年福井県町村会監事 一期二年 平成元年福井県町村会理事 一期二年 五年福井県町村会副会長 一期二年 九年福井県町村会理事 一期二年

【主な業績】鉢伏山シーサイドハイランド事業による観光開発(今庄三六五スキー場・やすらぎ温泉・ロッジ等鉢伏山周辺開発) 水資源開発(枳谷ダム・高倉揚水発電ダム建設

日の落ちしあとのあかるき青田かな
久保田万太郎

梅雨が明ける頃になると、水田地帯では稲が勢いよく育ち「青田」と呼ぶに相応しい風景になる。その年の作柄が話題になるのもその頃。日中は照りつける陽射しの下で周囲と明るさを競っているが、黄昏時には、山里の暮れなずむ中で、広々とした青い色の鮮やかさひときわまる目に映る。そんなのどかな農村の写生だが、夕方の田を渡る風の涼しささえも感じられる。

易しい言葉の連なりで何の技巧も見えないが、逆に無駄な言葉が一つもなく、中七を平仮名で通したあたり、視覚的にも「青田」を際立たせている。

計画) そば道場・リトリートたぐらの開設と特産振興 上水道事業一〇〇%・下水道(農集排) 事業平成十六年一〇〇%見込み 国県道・町道・農道・広域林道等道路網の整備

小学校統合・今庄中学校改築及び町民グラウンド整備 老人福祉施設・福祉センターの建設整備

【趣味】スポーツ・読書・カラオケ(野球は阪神ファンです。)

【家族】妻、長男、三男

汝が胸の谷間の汗や巴里祭
楠本 憲吉

七月十四日はフランス革命記念日。その日を日本では「巴里祭」として、フランスに遊学した美術家や文学者が彼地を偲んで歓を尽くす一日である。前後して日仏の友好を深める行事や美術展も催される。映画「巴里祭」の上映が定着のきつかけとも言われており、その一場面を連想するような一句である。

「巴里祭」も季語だが、この句で季語の働きをしているのは「汗」。その「汗」が見える近さから、おそらくダンスのパートナーが詠んだものと思われる。華やかさと同時に艶やかな雰囲気までも伝わってくる。

青少年に夢と誇りを!

岐阜県岐南町

子ども達が、これからの日本を担っていくことを「奉行」という言葉に託し、国道二十一号が東西に伸びる岐南町で、八月四日・七日に町名の語尾に「南」が付く町の児童を全国から集め

「南町奉行・子どもサミット inぎなん」を開催します。

参加する各地の小学校五、六年生が自分たちで町村紹介や意見交流するほか、岐阜城攻略大作戦やホームステイ、近隣の施設見学等を行います。司会進行をはじめ、子どもの手で行えることは子どもたちに任せ、青少年健全育成に関する基盤強化を図ることを目的とします。

語尾に南が付く町は全国に二十四町ありますが、今回参加するのは次の町村です。

- 【南町奉行】 函南町 静岡県田方郡久米南町 岡山県久米郡甲南町 滋賀県甲賀郡 栗南町 岐阜県本巣郡 仲南町 香川県仲多度郡 津南町 新潟県中魚沼郡

- 【北町奉行】 大和町 岐阜県(姉妹町) 小坂町 岐阜県(友好町) 明宝村 岐阜県(友好町) 問い合わせ先 岐阜県岐南町中央公民館

☎〇五八二四七一三三四 担当・広江

随 想

二十一世紀は環境と
福祉の世紀

宮 崎 県
の 町 長
田 野 町 賢
丸 目

随
想

田野町は宮崎県の中南部に位置し、県都、宮崎市から十七キロメートル、総面積一〇八・三平方キロメートルの緑の豊かな自然と清流に恵まれた人口一二、六〇〇人の農工併進のまちであります。

現在、「町民にやさしく、あたたかみのある町政」をモットーに「みどり豊かな健康で、文化的なまちづくり」を目標に厳しい財政状況ではありますが、職員一同創意工夫をしながら長期計画に基づいて諸施策を積極的に推進いたしております。

二十一世紀は国際化の時代、情報化の時代ともいわれております。まさにその時代であると思っております。同時に我々地方公共団体をあずかるものにとって、二十一世紀の前半は「環境と

福祉」の世紀でもあると考えております。

環境問題であります。公共下水道事業はスタートして六年目であり、近年家庭から排水される生活雑排水等により、河川の環境汚染が広がり下水道の整備は急務であります。地域住民が文化的、衛生的な日常生活を営むうえで必要不可欠な生活基盤施設でありますので、計画的に整備を進めております。

本町は流域の最上流の町であります。下流域には一市一町の住民が、生活用水、農業用水及び工業用水として利用されておりますので、水質の保全のためにも公共下水道の整備は急務であると考えております。

各家庭からの一般廃棄物対策に

ついては現在、関係町で構成する衛生組合で共同焼却処理をしております。

経済活動の高度化に伴い、日常生活や事業活動から排出されるごみの質は多岐にわたり量も年々増加の一途をたどっております。このため分別収集、リサイクル運動等のごみの減量化、公害の出ない適正な処理とともに処理施設の更なる整備がこれからの課題であります。一方不法投棄の防止、住民の自主的な環境美化への取り組みを醸成し、美化運動の推進を図る必要があると考えております。

次に福祉対策であります。少子高齢化社会を迎える中で核家族化、扶養意識の希薄化及び女性の就労による社会進出等家族環境が変化してきております。

このような状況下、高齢者の介護を社会全体で支えるために介護保険制度がスタートしました。今後は、要介護高齢者対策を推進するとともに老後の生活の安定や、生きがい対策を積極的に図る必要があります。そのためには、地域に住む住民がそれぞれの力に合った役割を分担し、きめ細かい福祉サービスをを行い、高齢者の方々が「長生きしてよかった」、「田野に住んでよかった」と思っていただけける町にしたいと考えております。

す。

児童福祉については、社会情勢の変化の中で二十一世紀を担う児童を取巻く環境は厳しくなっております。児童の健全育成にいかに取り組むかは、社会全体の問題であります。今後とも家庭、地域、行政が一体となって子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、次の時代を担う児童の健全な育成に努めたいと思っております。

母（父）福祉及び心身障害者福祉についても、家庭生活の安定、生活相談等今後適切な施策が必要となつてきております。また、障害者の方が地域社会の中でそれぞれの能力を生かしながら生活していくことに対して、住民の理解と協力を深めてゆく活動が必要であると考えております。

いろいろと申し述べましたが、「環境と福祉」に対するこれらの諸施策を積極的に推進することが、住民の方々が田野町に住んでよかったと思っていただけける「町民にやさしく、あたたかみのあるまち」になるものと考えております。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

国民医療費過去最高を更新
厚生省

厚生省は六月二十九日、平成十年度の国民医療費について発表した。国民医療費は、当該年度内の医療機関等による疾病の治療に要する費用を推計したもので、調査によると、平成十年度の国民医療費は二九兆八、二五一億円(対前年度比二・九六%増)、一人当たりの国民医療費は二万三千五百、八〇〇円(同二・二%増)と共に過去最高で、国民所得に対する割合も七・八六%(同〇・四五%増)となっている。

国民医療費の内訳を制度区別で見ると、医療保険等給付分は一三兆七、八二三億円(全体の四六・二%)で、うち被用者保険は七兆八、四四億円、国民健康保険は五兆六、一〇一億円となっている。また、老人保健給付分は一兆一、七三七億円(同三四・一%)、公費負担医療給付分は一兆四、六八六億円(同四・九%)、患者負担分は四兆四、〇〇四億円(同四・八%)となっている。医療費に係る財源を見ると、公費九兆六、一五六億円(うち、国庫分七兆二、八一一億円、地方分二兆三、三四五億円)、保険料一五兆七、七九〇億円(その他(患者負担等)が四兆四、三〇四億円となっている)。

年齢階級別一般診療医療費では、〇一四歳は一兆九、〇〇〇億円(同六・四%)、一五〜四四歳は四兆八、六二七億円(同二・三%)、四五〜六四歳は八兆七、四七六億円(同二・九%)、六五歳以上は一四兆三、一四七億円(同四・八%)となっており、これを一人当たりの医療費で見ると、六五歳未満は一四万八、〇〇〇円、六五歳以上は六十九万八、〇〇〇円となっており、六五歳以上は未満の四・七七倍となっている。

平成十一年度 土地白書 公表

このたび、平成十一年度土地白書が公表された。

今回の白書は、まず土地に関する動向として、①我が国社会経済と土地問題②土地の動向③土地政策の推進について言及した後、土地に関して講じた基本的な施策について紹介している。

①については、土地利用面積の変化については、宅地についてはほぼ一貫して増加しており、田畑については昭和三十年代後半をピークに減少している指摘。また土地の適正利用については、地方圏においては土地利用に關連する行政については市町村の役割が大きくなっているとした上で、身近な自然や景観の保全など地域ごとの土地利用調整の課題に地域の実情に詳しい自治体が多様な取組を行っている事例を紹介している。

②については、土地利用については国土面積三、七九万haのうち六六%を占めている森林及び一三%を占める農用地はいずれも微減の状況が続いており、五%を占める宅地と三%を占める道路は増加傾向にあるとしている。また、平成十二年地価公示により昨年一年間の地価の動向を概観すると、地方圏においては住宅地は横ばい、商業地は前回公示とほぼ同じ下落幅となっている。

また③については、今後、土地の有効利用・取引の活性化を推進していくことが必要とした上で、土地税制の見直しや土地利用計画の整備・充実、国土調査の推進など、各種施策の推進状況について説明している。

「新たな小規模企業政策に関する研究会」を設置
中小企業庁

中小企業庁は、昨年、中小企業政策審議会小規模企業政策小委員会を取りまとめた「今後の小規模企業政策の基本的方向性」を踏まえ、新たな時代にふさわしい小規模企業政策の実施体制の在り方について具体的な検討を行うとともに、これまで経営改善普及事業の実施面を担っていた商工会に關して、自立、自己責任に基づく地域経済団体としての役割を強化する方向で制度の見直しを行うため、研究会(小規模企業部長の私的研究会)を設置し、検討を開始した。

小規模企業政策の実施体制の在り方については、①創業支援、経営革新、情報化等の小規模事業者の新たなニーズに対応した事業展開等経営改善普及事業の事業内容・実施方法等の見直し、②地域の実情に応じた柔軟な政策の実施が可能になるよう地方自治体の自主性に委ねる部分の拡大等について検討することとしている。

また、商工会については、①自主的な合併の円滑化等による広域ネットワーク型の組織構造への再編成、②会費・手数料等の自主財源の確保等による自主的基盤の強化のための環境整備等について検討することとしている。

本研究会は、三回程度開催され、論点を整理のうえ、必要に応じて中小企業政策審議会において検討することとされている。

なお、全国町村会から関根常任理事(岩手県種市町長)が委員として参画している。